

令和4年度 柏市立富勢中学校いじめ防止基本方針(令和4年4月改定)

1 基本理念

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」と規定されている。※国の「いじめ防止対策推進法」

本校での、いじめ防止は、撲滅に向けて強い決意で臨む。そのためには、次の理念に沿っておこなう。

- (1) いじめは本校の全ての生徒に関係する問題であるので、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下に行う。

2 組織及び組織図

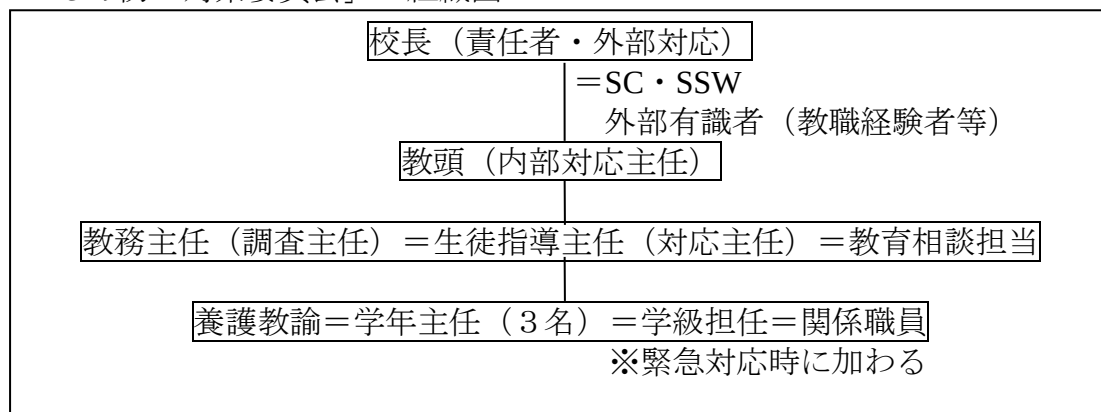
いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当とする。

事案が発生した時は教育相談担当、当該学年職員、その生徒との関係が深い職員を加え、SC、SSW との連携をしながら、「臨時いじめ防止対策委員会」を開催する。

「いじめ防止対策委員会」は週1回を定例とし、必要に応じ開催する。

☆「いじめ防止対策委員会」の組織図



3 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

- ① いじめは、絶対に許されない行為であることを教育活動全体を通じて指導する。
- ② 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組むことを明確に示す。

(2) 具体的な対応

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② いじめに対する認識を共有し、生徒、保護者、職員が一丸となっていじめの撲滅に努めるための「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ③ 事実確認を第一とし、それぞれが情報を共有すると共に、いじめに対しては、組織で対応することを確認する。
- ④ いじめの発生を未然に防ぐため、日常の観察、情報収集等、小さなことも見逃さない目を持つための教職員の研修会を開催する。

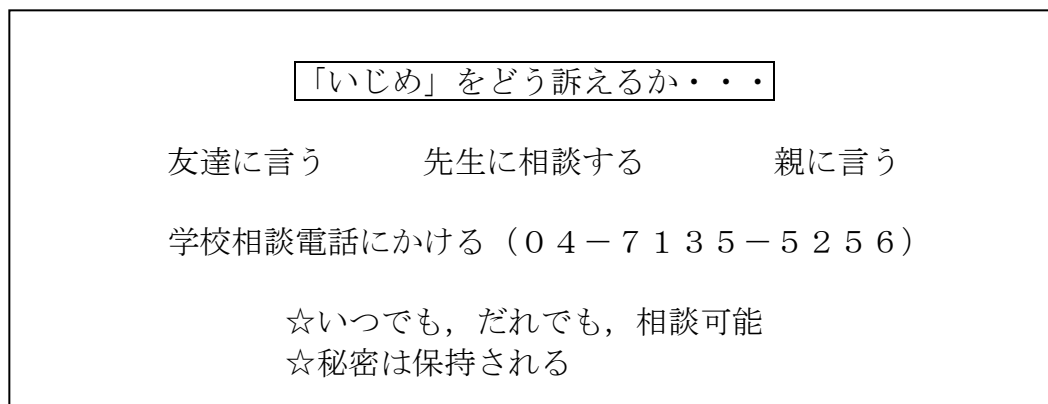
(月例の職員会議において研修する。5月、7月、10月、12月、2月)

- ⑤ いじめ防止の啓発活動に重点を置き、いじめを許さない環境を構築する。
また、出席停止措置を科することも法的に認められていることを、生徒・保護者に周知しておく。(過度な競争や勝利至上主義等は生徒のストレスを高め、いじめを誘発することにも触れ、生徒に指導する。)
- ⑥ いじめが発生したときの対応を、職員間であらかじめ定めておく。
- ⑦ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒について無理解や偏見等がその背景にあると捉えて、教職員の理解を促進する。
- ⑧ 感染症等に関する人権への配慮と対応について、教職員の共通理解を行い、普段の生活からいじめとならぬよう啓発を行っていく。
- ⑨ 生徒、保護者、地域への日常の啓発活動に努める。
- ⑩ 人との関わりを重視した体験活動や交流活動を授業に位置づける。
- ⑪ 日頃の授業等において、生徒の自己有用感を高める。
- ⑫ 教職員が率先し言語環境を整え不適切な発言のないように配慮して、活動する。
- ⑬ 生徒会での「いじめ撲滅7か条」を中心に、いじめを許さない風土を創りあげる。
- ⑭ インターネットの望ましい利用方法について啓発し、その光と影、及び危険性について生徒に熟知させる。

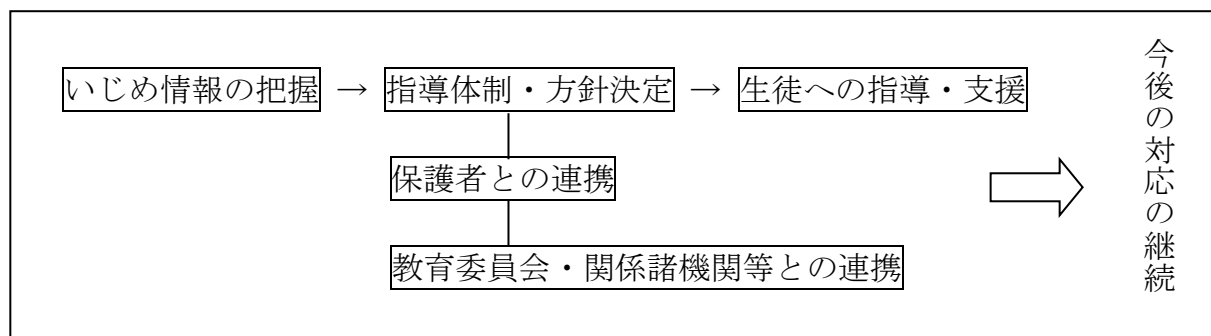
4 いじめの早期発見のための方策

- (1) 日々の観察、生活記録ノート等での把握に努める。
- (2) 学期に1回教育相談週間を設ける。また担任に加え、生徒が希望する職員との教育相談を行うことができる。
- (3) 学期に1回の体罰・いじめ防止アンケートを実施するとともに、適宜状況に応じてアンケートを実施する。
- (4) 教師間の連携、週に1回の生徒指導部会(いじめ対策防止委員会)の活用により、いじめ情報の発掘に努める。

- (5) 気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さないようにアンテナを高くして生徒理解に努める。
- (6) 生徒が、いじめを見ている「傍観者」にならないよう指導する。
- (7) 生徒、または保護者のいじめ相談体制は次のとおりとする。



- (8) いじめに関する情報を把握した場合の体制



5 いじめの相談・通報体制について

- (1) 教育相談担当が積極的に調整・連絡を図り、担任以外でも希望する職員に相談できることを周知する。
- (2) 学期に１回の教育相談週間の活用その他、機会を捉え、適宜相談を受け付けることを周知する。

6 いじめが認知されたときの対応

- (1) いじめが確認された場合は直ちに校長に報告するものとし、校長は臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催する。そして適宜全職員での共通理解を行う。
- (2) 速やかに当事者の特定と事実確認をすると共に、いじめを受けた生徒、及び保護者への支援、いじめを行った生徒、及び保護者への指導、助言を行う。
- (3) 事後確認を怠らず、見守る姿勢を常に発信するとともに、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

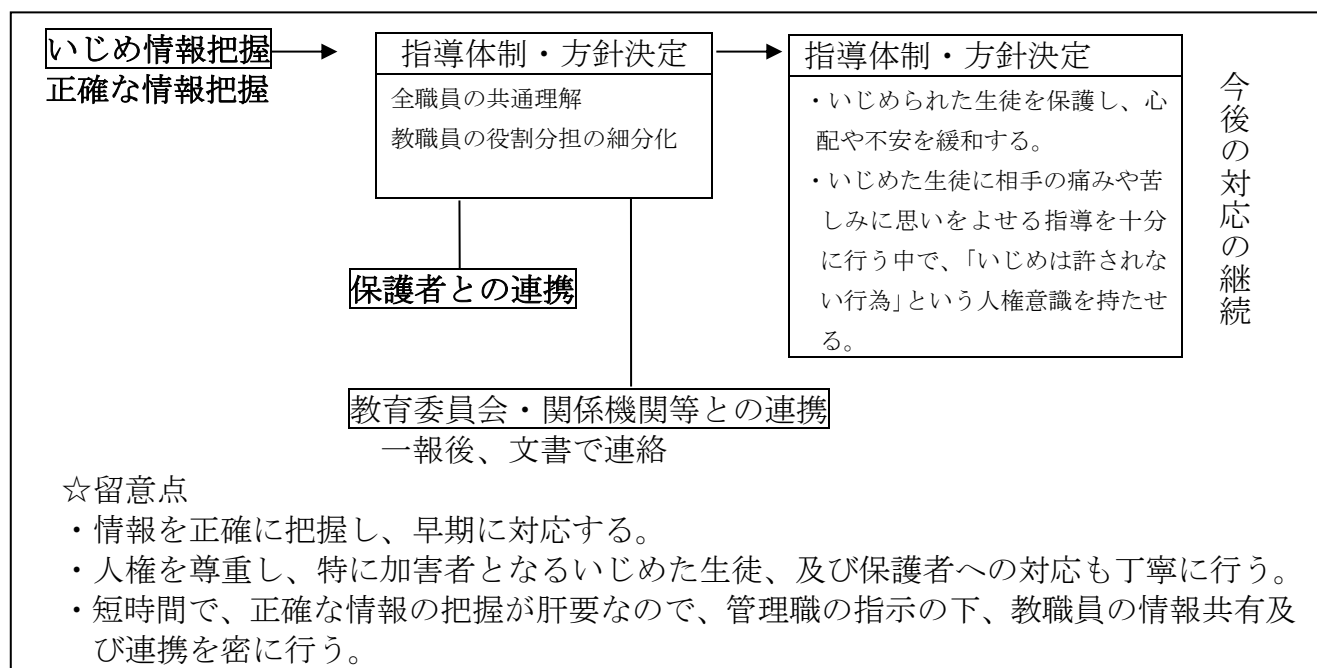
- (4) 状況に応じ、いじめを行った生徒については、保護者の理解を得ながら、いじめを受けた生徒と別な場所で学習を行うなど適切に対応する。
- (5) いじめを知らながらそのままにすることがないように啓発を行っていく。
- (6) 被害者の安全を第一に考えた体制・対応
 - ① いじめを訴えた生徒、いじめ情報を伝えた生徒を守り通す。
 - ・組織的に生徒の動向を把握し、登下校時、休み時間、放課後に生徒を見守る。
 - ・場合によっては、SC や SSW の助言、面談を得て、万全の体制を整える。
 - ② 保護者への報告はていねいに、正確に行う。
 - ・細部は電話等ではなく、直接会って説明する

7 重大事案への対応

次の場合は、法的に「重大事案」として対応する。（いじめ防止対策推進法）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 質問票等の活用により、事実関係をより明確にし、保護者への適切な情報提供をしつつ、教育委員会との連携の下、必要な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて外部の専門家（SC・SSW 等）の適切なアドバイスを受ける。



8 活動の振り返り等の点検、評価、公表等について

- (1) いじめ防止への取り組みや事案発生時の対応等について、いじめ防止対策委員会で検証する。
- (2) いじめ防止基本方針は、年度末に見直す。ただし、緊急の場合には、随時見直し、教職員を始め、生徒・保護者・地域に発信する。（学校ホームページ等）
- (3) 見直した結果は、公表する。